



東京圏から柏崎市にU・Iターンした
子育て世帯の方に50万円を補助します！

令和6年度
スタート

子育て世帯移住・就業者支援補助制度

【補助金額】

一世帯 **50万円**

※柏崎市から転出した場合や補助金対象の職を辞した場合は、補助金の全額返還や半額返還の必要があります。

※首都圏移住・就業者支援補助金の「移住元に関する要件」に該当する方は対象外。

【補助対象者の主な要件（抜粋）①～④すべてに該当する必要あり】

①子育て世帯に関する要件

- 申請者及び18歳未満の方を含む2人以上の世帯員が属する世帯である
- 世帯員が移住元で、住民票の上で同一世帯に属していた
- 世帯員が申請時に、住民票の上で同一世帯に属している
- 世帯員がいずれも、申請時に**転入後1年以内**



②移住元に関する要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上**
 - 住民票を移す**直前に連続して1年以上**
- 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住

③転入先に関する要件

- 令和6（2024）年4月1日以降**、柏崎市に転入

④仕事等に関する要件（1）～（4）のいずれかに該当

（1）就職（アまたはイに該当）

- ア 企業情報ナビ「新潟県移住支援金対象求人サイト」に掲載された対象企業に就職
- イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職

新潟県移住支援金対象
求人サイト



（2）起業

新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金を活用して起業

※起業支援金については、
「にいがた産業創造機構
（NICO）」へお問合せ
ください



（3）テレワーカー

自身の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う。

（4）関係人口

転入時点で50歳以下（ア～エのいずれかに該当）

- ア 柏崎市の移住セミナーに参加経験あり（転入前に参加）
- イ 柏崎ファンクラブの会員（転入前から）
- ウ ブルボンウォーターボロクラブ柏崎のサポーターズクラブ会員（転入前から）
- エ 新潟産業大学、新潟工科大学の卒業生

補助金の詳細は
柏崎市HPで
御確認ください。



【申請期間】

転入日から**1年以内**のうち、令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで

(2024)

(2025)

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

※令和7（2025）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで